

福岡県

教育新聞

福岡市東区馬出4丁目12番22号
福岡県教職員組合
TEL (092) 631-4611
編集発行責任者/西田泰章

福教組ホームページ
<http://ftu-net.jp>



26年3月、県教委が『働き方改革取組指針』を改定！

福教組は、4月18日、県教育会館において、支部長・書記長会を行い、県立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画に位置付けられた『教育職員の働き方改革取組指針』（県教委26年3月改定）について理解を深めた。

○働き方改革の目的

- ① 長時間勤務を改善し、ワーク・ライフ・バランスのとれた生活を実現し、健康でやがたい環境を整備する
- ② 「子どもや自分と向き合う時間」を十分に確保し、学校教育の質を維持・向上させる

○目標

1 年間における教育職員の1箇月時間外在校等時間の平均を30時間程度とする（2029年度までに）

1 年間における教育職員の年次休暇取得日数を平均で18日以上とする

これらは、私たちの服務監督権者である各地教委・校長の責務となります。

そして、働き方改革の目的に沿って目標を達成させるには、業務削減が欠かせません。

しかし、業務削減を行うことなく、数字上目標を達成しようとする、

●不正打刻

（過少申告・土日は打刻させない・記録の修正など）

●持ち帰り仕事の増加

（仕事を減らさず「早く帰れ」など）

●理不尽な指導

（時間外在校等時間が多い職員に対して、個の能力の責任を問うなど）

といった問題が起こる可能性があります。

その結果、実態とは異なる勤務時間が記録され、目標達成となってしまう恐れがあります。

これでは、わたしたちが安心して働き続けることができる職場の実現も、教職員未配置問題の解消も望めません。

わたしたちは徹底して、

○正確な勤務時間を記録する

○業務削減を求める

必要があります。

ともにがんばりましょう！



【支部長・書記長・専門部長などによる団結がんばろう！】

おつか光初当選！

小郡市議会議員選挙

4月26日(日)に投票票を迎えた小郡市議会議員選挙において、組織内候補である『おつか光』（前浮羽・三井支部支部長）が、2番めの得票数となる1643票を獲得し、見事初当選を勝ちとった。

今後は、人権が尊重され、ゆたかな教育がすすめられる、誰もが安心して暮らすことのできる小郡市を実現するために、福政連議員として活躍していただくことを期待する。

福政連（福岡県民主教育政治連盟）は、主に教育現場をよく知る元組合員から議員になった方々で構成されています。

福教組運動をすすめていくために、各級議会で大きな力となります。

わたしたちの生活や権利、子どもたちのゆたかな教育を守るために、非常に重要な存在なのです。

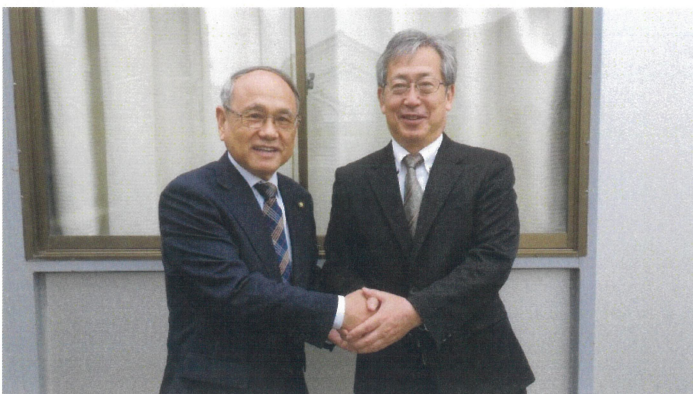


今回『おつか光』は、小郡市議会議員として5期20年の任期を全うした『しんばる善信（よしのぶ）』の後継者として立候補した。

しんばる議員は、任期中に開かれた毎年4回の議会、そのすべてにおいて質問にたつた。

この間、しんばる議員が小郡市の発展に寄与した功績は計り知れない。

また、長い間、福政連議員としてご活躍いただいたことに対し、敬意と感謝の意を表したい。



しんばるさん、
本当にお疲れさまでした！

著しい不均衡が生じている現状の解消を！

～再任用職員の一時金支給割合改善～

常勤講師の2級格付けなどを要求

【2026春闘期の人事委員会事務局長交渉】

地公労は、4月23日、福岡県人事委員会事務局長交渉を行った。「2026年度賃金・労働条件改善ならびに給与勧告基礎作業に関する要求書」は藤井議長（福教組委員長）から相野人事委員会事務局長に手交された。公務職員の士気高揚と人員確保につながるためにも、実質賃金がプラスとなる賃上げや再任用職員の一時金支給割合改善など、年度末の副知事交渉同様、強く求めた。

【福教組・西田書記長の発信】

①再任用職員の一時金支給割合改善

再任用職員は、担当授業時間、校務分掌など、定年前と同じ職務を担っている。豊富な経験をもつため、中核的な役割を担う場合も多い。であれば、現職と同等の賃金が欲しいと思うのは自然なこと。再任用職員の一時金支給割合を常勤職員と同月数とする勧告を求める。

②常勤講師の2級格付け

学校は講師の先生方の力なくして成り立たない。教科指導の力はもちろん、学級経営の力量や部活動指導にも優れた方が多数おられる。25年7月の時点で、24の自治体で2級発令している。人事委員会から、2級格付けすべきという勧告を求める。

【人事委員会事務局長回答】

ご意見については確かに承った。人事院にもしっかり伝える。

①同じ仕事をしているのに給与の差が大きいという声は、分らないわけではない。とはいえ、国や他の都道府県の多くで特に動きがないという状況を踏まえる必要がある。

②任命権者が、文科省通知や他県に2級格付けのケースがあることを踏まえて研究していくと回答しているとのこと。その状況を注視していく。引き続き皆さんと意見交換させていただきながら、労働基本権制約の代償措置として本年の勧告にしっかりと取り組んでいく。



【3単組の書記長が意見発信を行った】



【要求書を手交する藤井議長】

人事委員会は、「国や他県の状況を踏まえる必要がある」と言うが、福岡県の教員不足は全国最悪レベルである。国や他県の状況を踏まえている場合ではないのは明らかである。福教組は本年の勧告に向け、引き続き交渉を強化していく。

再任用職員の一時金支給割合改善を求める要請行動を実施！

～県公務労協として集約した547筆を人事委員会事務局長に提出～

県公務労協は、4月23日、福岡県人事委員会に対し、要請行動を実施した。この日において、福教組では昨年度1月より各支部・分会による要請書作成にとりくみ、合計371筆を集約した。高教組・自治労においても同様のとりくみがなされ、集まった547筆の団体要請書は、小陳議長（自治労県本部委員長）から人事委員会相野事務局長に提出された。

【要請行動趣旨】

定年前再任用・暫定再任用職員の処遇が低水準にあることは大きな問題であり、特に一時金の支給割合については常勤職員の半分程度、看過できない状態が続いている。

再任用になっても業務量や責任が軽減されないにも関わらず処遇が引下げられ、著しい不均衡が生じている現状は不合理と言わざるを得ない。

ただでさえ厳しい人員不足が続く公務職場に、多大な影響を及ぼすことが懸念される。

そのような実態を踏まえ、鳥取県や新潟市では、再任用職員の一時金支給割合を常勤職員と同月数とする勧告を独自に出している自治体もある。

25年11月、公務労協と総務省の交渉の中で、「この間、高齢層職員をどう活用するか、民間も含め状況が変わってきていることは事実。そもそも給与が7割水準というのがどうか、再任用職員の処遇の問題について改めて考えていく状況が早晚やってくるのではないかと」という回答があっている。

この福岡の地から全国的な流れを作る決断を求める。



【要請書547筆を提出する小陳議長】